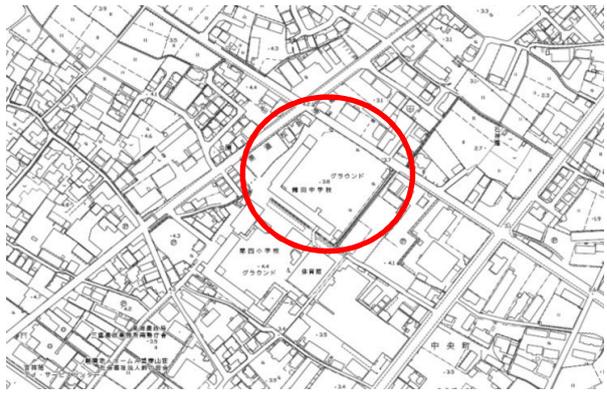


施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S00695	施設名称	鎌田中学校(校舎)
所在地(住所)	松阪市鎌田町656番地		
			
根拠条例	松阪市立学校設置条例	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課
設置年度	昭和32年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	<p>中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。</p> <p>なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が、昭和23年の学校再配置により現在の鎌田中学校となる。</p>		
施設の設置目的に沿った運営状況	<p>学校教育法等に基づき文部科学省が定める学習指導要領に則した教育過程を編成、実施している。各学校では、この学習指導要領や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じた教育を行っている。</p>		

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第二種住居地域		
駐車場(収容台数)	43台				
土地	敷地面積	16,679㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	校舎			
	用途	校舎	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階	
	建築年月	昭和33年 1月 1日	建物取得費(全体)	不明	
	延床面積	3,837.00㎡	耐震診断(実施年)	平成8年	
	耐震補強(実施年)	平成9年	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成 9年度	平成12年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	対象建物	鎌田中学校(校舎) 【S00695,S00696】	鎌田中学校(体育館) 【S00700】		
	施工内容	平成9年耐震	平成12年耐震		
	費用	55,020,000円	15,970,000円		
リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模空調設備				

(3)管理・運営の概要

利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による	休所(館)日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容			

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	1.00	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00	人	合計	2.00	人
施設の維持管理に係る経費						施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)						
維持管理経費						運営・事業等経費						
光熱水費						指定管理委託料						
保守点検委託料						その他の経費						
賃借料												
修繕費												
その他の経費												
人件費												
職員等												
非常勤職員												
①小計						②小計						
④合計(①+②)-③						25,919,447円						
市民一人あたりのコスト						153.37円						
財源						補助金等収入		その他収入				
						使用料等収入		193,000円		③年間収入合計		193,000円

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
生徒数	人	418	394	388

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	別紙のとおり
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	別紙のとおり
特記事項	今後の施設のあり方について【現状維持】が望ましいと考えます。 避難所指定の有無【有】

管理・運営上の問題点

- ・平成26年4月1日現在において市内の中学校12校のうち、校舎・体育館等の主要建物が建設から50年以上経過している学校が鎌田中学校、久保中学校の2校あり、40年以上50年未満経過している学校が6校、30年以上40年未満経過している学校が6校あります(※ただし、棟(本館、新館等)により建築年数が異なることから上記の校数において一部重複あり)。施設の老朽化が著しい学校もあり、現在進行している鎌田中学校の校舎改築事業に加えて、老朽化している各中学校の建替え・長寿命化が小学校と同様に喫緊の課題となっています。
- ・また中学校においては小学校と比較して規模の大きな校舎、屋内運動場、また今後老朽化が進む武道場などの施設管理にも取り組む必要があります。
- ・中学校については幼稚園・小学校と比較すると規模が大きいため、著しい生徒数の減少は飯高西中学校を除いて見受けられませんが、飯高西中学校の今後のあり方については現在、議論を重ねている段階です。
- ・以下は小学校同様ですが、近年の夏場の猛暑など過去にはなかった気温変化が起こっており、学習環境の改善や生徒等の健康面からの対応ということでは空調機器の導入など新たな施設整備も今後、必要になってくると考えます。
- ・先の東日本大震災を受けて学校施設は教育を行う場所だけでなく、地域の防災拠点(応急避難場所)として、必要な諸機能の整備が求められています。生徒等の安全確保はもとより、大規模災害時における避難場所として、学校施設のバリアフリー化、非常電源設備、備蓄倉庫の整備等、防災部局との連携が必要となっています。
- ・限られた予算なかで最大限の有効な整備・活用できるよう、地域・PTA・行政が一体となって管理運営していく必要が益々高まっていると考えます。

廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項

- 小学校と同様以下の点が挙げられます。
- ・中学校の統廃合についての法律上の制約は多くはありませんが、教育基本法第38条における設置義務があり、統廃合にあたって配慮すべき事項として以下の項目が挙げられます。
 - ・教育面では生徒の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。
 - ・地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。
 - ・教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。
 - ・法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。